

5. その他制度について（ご参考）

特定疾病への備え



特約制度

加入対象
区分

本人

配偶者

配当なし

制度の特長

- 特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）の治療費として、保険金が支払われます。
 - 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
 - 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
- ※特約の付加により内容が異なります。

保障内容・掛金

100万円加入の場合

保障内容	主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態 ^(※1) になったとき [特定疾病保険金] ^(※2)	100万円
		死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金] ^(※2)	100万円
	7大疾病保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態 ^(※1) になったとき [7大疾病保険金] ^(※3)	50万円
		がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金] ^(※3)

(※1) 急性心筋梗塞・脳卒中の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。(※2) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※3) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

・7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。・7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。・特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物特約も消滅します。

万一（死亡・高度障害）への備え



退職後継続制度

制度の特長

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢70歳まで、継続可能です。
- 保険期間中に途中で解約（脱退）した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。

保障内容・掛金

保障内容

死亡または所定の高度障害状態になったとき
[死亡・高度障害保険金]

300万円

* 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳 = 2022年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※配偶者のみの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

制度内容の詳細についてはパンフレットをご参照ください。

MY-A-22-LF-002639